

## 会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和4年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <p>(1) 特殊詐欺対策に係る事務の開始及び要配慮個人情報の収集について（市民生活課）</p> <p>(2) 野田市立児童館使用申込み受付事務に係る公の施設の管理を指定管理者に行わせる際の個人情報を保護するための必要な措置について（児童家庭課）</p> <p>(3) 野田市立児童館使用申込み受付事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び野田市立児童館使用申込み受付事務の変更について（児童家庭課）</p> <p>※ (2)及び(3)については、一括して審議する。</p>
日 時	令和4年7月1日（金）午前9時30分から午前10時45分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）、田中 洋介（市民生活課長）、大野木 亮二（市民生活課長補佐）、中村 剛志（市民生活課防犯係長）、川岸 大幹（市民生活課防犯係主事）、金子 寿一（児童家庭課長補佐）、西山 修一（児童家庭課子育て支援係主査）</p> <p>事務局 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）</p>
傍 聴 者	無し
議 事	
<p>令和4年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <p>(1) 特殊詐欺対策に係る事務の開始及び要配慮個人情報の収集について（市民生活課）</p> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>須賀会長 資料に成年後見制度利用者とあるが、被保佐人等は含まず、成年被後見人のみという理解でいいか。</p> <p>田中課長 被保佐人、被補助人を含みます。</p> <p>玉真委員 特殊詐欺対策アダプタを使用した場合、通話内容はどこが管理するのか。</p>	

AIを管理しているNTT東日本に漏れるということになるのではないか。NTT東日本は、本人同意を取っているか。

中村係長 通話内容は、NTT東日本が管理します。御本人からNTT東日本に対しサービスの申込みをする、という形式にはなります。

玉真委員 補助金を出すということで野田市も関わることになるため、取扱いには慎重になるべきと考える。憲法には通信の秘密として、原則犯してはならないルールがある。NTT東日本に申込みがあったからと言って、通話内容を録音されることを承知しているとは、言い切れない。その点が曖昧なまま、補助金を交付するというのは、危うい。

中村係長 NTT東日本に確認したところ、利用規約に記載があり、通話内容を録音されるということについて説明をして同意していただいた方を、サービスの対象としているとのことです。

玉真委員 特殊詐欺被害の情報、成年後見制度利用の情報は、どこから収集するか。

中村係長 特殊詐欺被害の情報については、御本人から聞き取ります。成年後見制度利用は、本人がお持ちの登記事項証明書等により確認します。

田中課長 特殊詐欺については、警察と連携をしまして、警察に被害者が相談に来た場合に当該制度を勧めてもらおうようにしています。その方が市役所に来られて被害に遭われた旨を申告する、というようなケースを主に想定しています。

小林委員 被害の事実については、被害届を確認するようなことはせず、本人の申出のみの確認という理解でいいか。

中村係長 そのとおりです。

小林委員 成年後見について、登記簿の提出を受けるといったことはするか。

中村係長 提示してもらい、確認する形になります。

小林委員 犯罪情報も保管等しないが登録簿に記載しているのであるから、成年後見に関する情報も収集項目に該当するのではないか。

事務局 収集項目に上記以外の項目として「成年後見制度を利用している事実」を追加します。

小林委員 登録者名簿を見ると、注意喚起先登録者の氏名と連絡先も収集項目になるのではないか。

事務局 分かりにくくて恐縮なのですが、対象者に「注意喚起先登録者」を設定し、その対象者からは「氏名」と「連絡先」を収集する、という整理になっています。

高橋委員 住民基本台帳に記録されている65歳以上の市民、とあるが、これは独居者や、高齢者世帯に限定するのか。家族と同居していても日中は、高齢者しかいないような場合も考えられるが、そういった世帯は、どうなるか。

中村係長 65歳以上の方が居住している世帯は、全て対象となります。

松本委員 アダプタは、幾らぐらいするものなのか。全額負担ということもあるのか。

川岸主事 アダプタは、レンタルになります。補助金は、工事費用に対する補助です。設置工事の最大額が8,800円になるとNTT東日本から聞いています。

玉真委員 警察署からアダプタ設置者について教えてほしい、というような問合せがあった場合、対応することはない、という理解でいいか。

川岸主事 そのとおりです。法の根拠がない照会には対応しません。

玉真委員 法律に基づく捜査事項関係照会等の照会でない限りは、対応してはいけないものになるため、徹底してほしい。

田中課長 承知しました。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ審議依頼書及び修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(2) 野田市立児童館使用申込み受付事務に係る公の施設の管理を指定管理者に行わせる際の個人情報保護のための必要な措置について (児童家庭課)

(3) 野田市立児童館使用申込み受付事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び野田市立児童館使用申込み受付事務の変更について (児童家庭課)  
担当者から一括して概要の説明を受けた。

須賀会長 「個人情報保護規定」の第2条第11項中、本人同意について「口頭または書面」とあるが、口頭だと後ほどトラブルになるのではないか。市としては、どうか。

事務局 この「個人情報保護規定」は、指定管理者が策定しているもので、御指摘のような規定ぶりになっています。野田市においては、緊急を要する場面等もあることから、必ず書面にしなくてはならない、といったルールにはなっていません。書面で同意書の提出を求めることが適当と思われないような場合については、「何時何分にどこでどのような説明をし、同意を得た」というような記録を残すようにしています。

玉真委員 児童館運営に反映させるため性別情報を収集するということだが、幼い子どもは、男子か女子かで遊び方が大きく異なるため収集する、という理解でいいか。

金子課長補佐 今後の児童館においてどういった事業をやるか、どういったおもちゃを揃えたらいいか、ある事業で女子が多く集まった場合は、今度は男子が集まる事業をやろう、といった運営に利用する目的です。

小林委員 「個人情報保護規定」は、当該指定管理者が作成したものという理解でいいか。

金子課長補佐 そのとおりです。

小林委員 協定書においてこの規定に触れているか。

金子課長補佐 協定書の別紙3の11に受注者が遵守すべき「個人情報保護に関する

マニュアル」がこの「個人情報保護規定」になります。

小林委員 資料の位置付けが捉えにくいので、つながりが分かるようにした方がいいと思う。

金子課長補佐 分かりました。

小林委員 指定管理者が作成している基準が、市の基準より緩い場合は問題があるので、内容について精査して、緩い場合には改定を促す等して整合性を取るようすべきかと思う。

金子課長補佐 分かりました。

事務局 この「個人情報保護規定」は、一般的な業務を行うに当たって定めているもので、指定管理業務を行う際には、野田市の基準を遵守することとなっていますが、密に連絡を取って対応していきます。

松本委員 協定書の別紙1と2は、添付されていないが、どのような内容か。

西山主査 今回の資料は、個人情報に関する部分を抜粋しているため省略していますが、別紙1は用語の定義を、別紙2は管理物件を記載したものとなっています。

高橋委員 開館時間について、1時から3時は休館となっているが、その理由は何か。

金子課長補佐 現在猛暑日が続いておりますので、一番暑い時間帯は利用を中止して子どもたちの安全を確保するという目的です。

小林委員 事務登録簿の事務の概要欄について、この登録簿に防犯カメラの内容も入っているのであれば、記載しておいた方が分かりやすいのではないかと。

金子課長補佐 修正します。

須賀会長 保存期間を一週間とした理由は何か。

金子課長補佐 記録するハードディスクの容量によるものです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ審議依頼書及び修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上